

社員の懲戒処分について

2024年2月9日
阪神高速トール大阪株式会社

弊社料金所スタッフに対して以下の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

1 懲戒処分の内容

懲戒解雇 2024年2月9日付け

2 懲戒処分の理由

当該スタッフによる通行料金の収受に係る不正行為(通行料金 68,580 円の窃取)を行ったことが判明したものを。

弊社といたしましては、このような事態を招いたことに対しまして、お客さまをはじめ関係者の皆さまに深くお詫びいたします。

今回の事態を真摯に受け止め、より一層のコンプライアンスの徹底を図るとともに、再発防止と信頼回復に努めてまいります。

以上